特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
18	予防接種に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
長野市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
長野市長

公表日
令和8年6月19日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 ③新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報 ④接種記録の登録等の管理及び他市区町村への接種記録の照会・提供 ⑤接種者からの申請に基づく予防接種証明書の交付
③システムの名称	健康情報管理システム 番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）　中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
予防接種ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表14、126の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の3

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　第25、26、153、154の項 （情報照会の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　第25、27、28、29、153の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健所　健康課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	長野市総務部文書情報管理課　〒380-8512　長野市大字鶴賀緑町1613番地　電話：026-226-4911

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健所　健康課 380-0928　長野市若里6丁目6番1号　　電話番号　026-226-9964

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　30万人以上　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[　基礎項目評価書及び全項目評価書　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　[　]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）　[　]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続　[　]接続しない（入手）　[　]接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、特定個人情 報の取得時には情報に誤りがないか確認を徹底することや、特定個人情報の照会時には4情報又は住 所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 本市の制定する「長野市特定個人情報等の適正な管理等に関する指針」により、特定個人情報等の 漏洩、滅失及び毀損の防止その他適切な管理のために必要な安全措置を定めている。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［ ○ ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	本市の制定する「長野市個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」に基づき、「長野市個人情報等の適正な管理等に関する指針」を定め、これを継続的に見直し改善できるよう措置を講じているため。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月7日	Ⅰ関連情報 5．評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長　中澤　和彦	課長	事前	
平成31年2月7日	Ⅳリスク対策		「Ⅳリスク対策」全文	事前	
令和2年12月11日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供	予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 ③新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報	事前	
令和2年12月11日	Ⅰ関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 （情報提供の根拠）：16の2の項 （情報照会の根拠）：16の2,17,18,19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （情報提供の根拠）：第12条の2 （情報照会の根拠）：第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	番号法第19条第7号 別表第二 （情報提供の根拠）：16の2,115の2の項 （情報照会の根拠）：16の2,17,18,19,115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （情報提供の根拠）：第12条の2 （情報照会の根拠）：第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	事前	
令和3年2月4日	Ⅰ関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一　第10項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条	番号法第9条第1項、別表第一　第10項　第93の2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条	事前	
令和3年6月23日	Ⅰ関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二	番号法第19条第8号 別表第二	事前	
令和4年2月1日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 ③新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 ③新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報 ④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の対象者及び発行した接種券のワクチン接種記録システム（VRS）への登録 ⑤接種記録の登録等の管理及び他市区町村への接種記録の照会・提供 ⑥接種者からの申請に基づく新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象
令和4年2月1日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システム名称	健康情報管理システム（母子保健） 番号連携サーバ（団体内統合宛名システム） 中間サーバー	健康情報管理システム（母子保健） ワクチン記録管理システム（VRS） 番号連携サーバ（団体内統合宛名システム） 中間サーバー	事後	同上
令和4年2月1日	Ⅰ関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一　第10項　第93の2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条	番号法第9条第1項、別表第一　第10項　第93の2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム（VRS）を用いた情報提供・照会のみ） 番号法第19条第6号（委託先への提供）	事後	同上
令和4年2月1日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	30万人以上	事後	同上
令和4年2月1日	Ⅲしきい値判断結果 しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	事後	同上
令和4年2月1日	Ⅳリスク対策 1．提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	同上
令和8年3月10日	Ⅰ関連情報 3．個人番号の利用　法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一　第10項　第93の2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム（VRS）を用いた情報提供・照会のみ） 番号法第19条第6号（委託先への提供）	番号法第9条第1項　別表の14,126の項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月10日	Ⅰ関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法律上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 　（情報提供の根拠）：16の2,115の2の項 　（情報照会の根拠）：16の2,17,18,19,115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 　（情報提供の根拠）：第12条の2 　（情報照会の根拠）：第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25,27,28,29,153の項	事前	
令和8年3月10日	Ⅰ関連情報 7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	総務部　庶務課　情報管理室 ３８０－８５１２　長野市大字鶴賀緑町１６１３番地	長野市総務部文書情報管理課　〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地　電話：026-226-4911	事前	
	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 ③新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報 ④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の対象者及び発行した接種券のワクチン接種記録システム（VRS）への登録 ⑤接種記録の登録等の管理及び他市区町村への接種記録の照会・提供 ⑥接種者からの申請に基づく新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 ③新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報 ④接種記録の登録等の管理及び他市区町村への接種記録の照会・提供 ⑤接種者からの申請に基づく予防接種証明書の交付	事後	重要な変更に当たらない（VRSの機能提供終了に伴う修正）
	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康情報管理システム（母子保健）　ワクチン記録管理システム（VRS） 番号連携サーバ（団体内統合宛名システム） 中間サーバー	健康情報管理システム 番号連携サーバ（団体内統合宛名システム） 中間サーバー	事後	重要な変更に当たらない（VRSの機能提供終了に伴う修正）
	Ⅰ関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表の14,126の項	番号法第9条第1項、別表14、126の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の3	事後	重要な変更に当たらない（VRSの機能提供終了に伴う修正、法令名等の変更による修正）
	Ⅰ関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25,27,28,29,153の項	（情報提供の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　第25、26、153、154の項 （情報照会の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　第25、27、28、29、153の項	事後	重要な変更に当たらない（VRSの機能提供終了に伴う修正、法令名等の変更による修正）
	Ⅰ関連情報 8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	保健所　健康課 380-0928　長野市若里６丁目６番１号 電話番号　026-226-9960	保健所　健康課 380-0928　長野市若里６丁目６番１号 電話番号　026-226-9964	事後	重要な変更に当たらない（電話番号の変更）